

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

第一号様式


【表紙】



【提出書類】 変更報告書No.5

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 弁護士 高橋 謙 

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区永田町2丁目13番10号プルデンシャルタワー
東京青山・青木法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)

【報告義務発生日】 平成18年12月5日

【提出日】 平成18年12月12日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1名

【提出形態】 その他

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社アイ・ピー・イー
会社コード	2347
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	マザーズ
本店所在地	東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア5F

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	アイ・ピー・シナジー・ファイナンス・インク (IP Synergy Finance Inc.)
住所又は本店所在地	英領バージン諸島トートラ、ロード・タウン、ウィッカムズ・ケイ I、 バンタープール・プラザ2階 (Vanterpool Plaza, 2nd Floor, Wickhams Cay I, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	/
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2004年5月17日
代表者氏名	アビィ・ビィジャー (Avi Vidger)
代表者役職	署名権者 (Authorized Signatory)
事業内容	投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 高橋 謙
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)	458	0	0
新株予約権証券(株)	A 4,995	—	F 0
新株予約権付社債券(株)	B 1,619	—	G 0
対象有価証券カバードワラント	C 0	0	H 0
株券預託証券	0	0	0
株券関連預託証券	D 0	0	I 0
対象有価証券償還社債	E 0	0	J 0
合計(株)	K 7,072	L 0	M 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N 0株		

保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	0	7,072 株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P	6,614 株

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 12 月 5 日現在)	Q	24,239 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		22.92%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		24.21%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年10月10日	普通株券	25株	処分	
2006年10月11日	普通株券	20株	処分	
2006年10月12日	普通株券	25株	処分	
2006年10月13日	普通株券	55株	処分	
2006年10月16日	普通株券	25株	処分	
2006年10月16日	新株予約権証券	100株	処分	新株予約権の行使
2006年10月16日	普通株券	100株	取得	
2006年10月17日	普通株券	25株	処分	
2006年10月18日	普通株券	45株	処分	
2006年10月19日	普通株券	50株	処分	
2006年10月19日	新株予約権証券	300株	処分	新株予約権の行使
2006年10月19日	普通株券	300株	取得	
2006年10月20日	普通株券	30株	処分	
2006年10月23日	普通株券	25株	処分	
2006年10月25日	普通株券	20株	処分	
2006年10月30日	普通株券	15株	処分	
2006年11月1日	普通株券	15株	処分	
2006年11月30日	新株予約権証券	405株	処分	新株予約権の行使

2006年11月30日	普通株券	405株	取得	
2006年11月30日	新株予約権付社債券	150 (6,073株)	処分	償還
2006年12月1日	普通株券	50株	処分	
2006年12月4日	普通株券	200株	処分	
2006年12月5日	新株予約権証券	200株	処分	新株予約権の行使
2006年12月5日	普通株券	200株	取得	
2006年12月5日	普通株券	147株	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(R)(千円)	425,598
借入金額計(S)(千円)	
その他金額計(T)(千円)	
上記(T)の内訳	
取得資金合計(千円)(R+S+T)	425,598

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番 号	名称（支店名）	代表者氏名	所在地

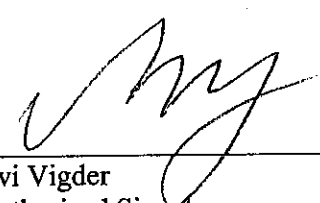
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that IP Synergy Finance Inc., a corporation organized and existing under the laws of British Virgin Islands (the "Company"), does hereby appoint Mr. Ken Takahashi and Ms. Kaoruko Suzuki, attorneys-at-law of Baker & McKenzie GJB Tokyo Aoyama Aoki Law Office (Gaikokuho Joint Enterprise) with its office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with full power of substitution, to represent the Company in connection with the preparation and filing with the Director General of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding in the name of the Company or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company and the related stock exchange(s) in Japan, and to do any and all acts the said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 11th day of September, 2006.

IP Synergy Finance Inc.

By: _____


Avi Vigder
Authorized Signatory

上記は原本と相違ありません。

弁護士 高橋 謙



<訳文>

委 任 状

英領バーズン諸島の法律に基づいて適法に設立され現存する法人であるアイ・ピー・シナジー・ファイナンス・インク（以下「当社」という。）は本書により、東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワーに事務所を有する東京青山・青木法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）の弁護士高橋謙氏及び鈴木香子氏を、復代理人の選任権を含め、日本の証券取引法第2章の3の各条文により要求される当社名義による大量保有に関するすべての報告書又はそれらの変更報告書若しくは訂正報告書（以下「当報告書」という）を作成しそれを日本の関東財務局長及び／又はその他の管轄官庁に提出することに関し当社を代理すること、それらの写しを発行会社及び関連する日本の証券取引所に送付すること、また当該代理人が当報告書の提出に必要なあるいは適切と判断するすべての行為を行うことについての当社の真正かつ正当な代理人に任命する。

上記の証として、当社は2006年4月17日、当社の名においてかつ当社に代わり下記署名人をして本委任状に署名せしめた。

アイ・ピー・シナジー・ファイナンス・インク

（署 名）

氏名：アビィ・ビィジャー

資格：署名権者

上記正訳しました

弁護士 高 橋

